

新	旧	備考																
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略) <u>平成 26 年 3 月 13 日 一部改正</u></p> <p>独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義 (略)</p> <p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款(以下[1]において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは2年以上案件(非延払部分に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 船後危険 基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c (i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略)</p> <p>独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義 (略)</p> <p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款(以下[1]において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは2年以上案件(非延払部分に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 船後危険 基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c (i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">a</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">b</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府開発援助契約等</td> <td style="text-align: center;">0.000493</td> <td style="text-align: center;">0.000</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> </tr> </tbody> </table>		a	b	調整係数	政府開発援助契約等	0.000493	0.000	0.2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">a</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">b</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府開発援助契約等</td> <td style="text-align: center;">0.000493</td> <td style="text-align: center;">0.000</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> </tr> </tbody> </table>		a	b	調整係数	政府開発援助契約等	0.000493	0.000	0.2	
	a	b	調整係数															
政府開発援助契約等	0.000493	0.000	0.2															
	a	b	調整係数															
政府開発援助契約等	0.000493	0.000	0.2															

政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又はP U 格（信用事由をてん補しない場合）				政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又はP U 格（信用事由をてん補しない場合）				
	E A 格	0.000874	0.016	0.3		E A 格	0.000874	0.016	0.3	
	E M 格又はE F 格	船積後期間が 180 日以内の場合	0.002364.	0.046	0.45	E M 格又はE F 格（契約金額が 50 億円未満の場合）	船積後期間が 180 日以内の場合	0.002364.	0.046	0.45
		船積後期間が 180 日を超える場合	0.007884	▲0.948	0.45		船積後期間が 180 日を超える場合	0.007884	▲0.948	0.45
<p>(ii)～(iv) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>[2] ～ [8] (略)</p> <p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 基本保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><削除></p> <p>(2) (略)</p>					<p>(ii)～(iv) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>[2] ～ [8] (略)</p> <p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 基本保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>株式約款第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げるてん補事由に係る保険契約（元本のみを対象とする保険契約に限る。）又は不動産約款第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げるてん補事由に係る保険契約（以下別表第 5 の 2 において「送金リスク不てん補型」と総称する。）にあっては、保険年度ごとに別表第 5 の 2 のとおりとする。</u></p> <p>(3) (略)</p>					

2 割増は、次のとおりとする。

(1) 被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって、事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等による当該契約の義務の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の、上記1(1)の基本保険料率に対する割増保険料率は、0.2%とする。

(2) 株式約款第2条第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる事由により受ける損失のうち同項第2号イ、ニの事由が被保険投資の相手方の一の事業拠点等（同約款第2条第2項の特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）において生じたことにより受けるものについててん補の対象とする場合の、上記1(1)の基本保険料率に対する割増保険料率は、0.1%とする。

(3) 被保険投資の対象となる株式又は別に付した特約において重要資産等を含めた株式又は貸付金債権に質権又は譲渡担保が設定される場合（ただし、保険金請求時までには質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が当該質権の質権者若しくは譲渡担保権における譲渡担保権者である場合を除く。）の保険料率は、上記1の基本保険料率（上記2(1)又は(2)が適用される場合にあつては、2(1)及び(2)のうち該当するすべての割増保険料率を加えた率）に1.10を乗じて得た率とする。

3 月割計算は、次のとおりとする。

(1) 保険期間の開始日後に送金が行われる場合の当該送金額に係る当該送金日を含む保険年度における保険料率は、上記1の基本保険料率（上記2が適用される場合にあつては、上記2において計算された率。以下(2)において同じ。）に送金が行われた日の属する月から当該保険

2 割増・割引料率は、次のとおりとする。

(1) 被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって、事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等による当該契約の義務の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記1の基本保険料率に0.2%を加えた率とする。

(2) 被保険投資の対象となる株式又は別に付した特約において重要資産等を含めた株式又は貸付金債権に質権又は譲渡担保が設定される場合（ただし、保険金請求時までには質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が当該質権の質権者若しくは譲渡担保権における譲渡担保権者である場合を除く。）の保険料率は、上記1の基本保険料率（上記2(1)が適用される場合にあつては、2(1)において計算された率）に1.10を乗じて得た率とする。

(3) 保険期間の開始日後に送金が行われる場合の当該送金額に係る当該送金日を含む保険年度における保険料率は、上記1の基本保険料率（上記2(1)又は上記2(2)が適用される場合にあつては、上記2(1)又は上記2(2)において計算された率。以下(4)において同じ。）に送金が行われた日の属する月から当該保険年度末の月までの月数を12で除して得

年度末の月までの月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。

(2) (略)

(3) 株式約款第34条第2項の規程に基づく請求を行う場合であって統合先証券（海外投資保険運用規程（平成13年4月1日01-制度-00038）第18条第1項に規定するものをいう。）の保険年度の開始月と被統合証券（海外投資保険運用規程第18条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保険年度の開始月が異なるときの、被統合証券の保険金額に係る証券統合後の保険料率は、次のとおりとする。

① 証券統合を行う日（以下「統合日」という。）を含む証券統合後の保険年度（以下「統合保険年度」という。）の末月が被統合証券に係る統合日を含む統合前の保険年度（以下「被統合保険年度」という。）末月より早い場合の統合保険年度の翌保険年度における保険料率

上記1の基本保険料率に、12月から統合保険年度の翌保険年度の開始月から被統合保険年度の末月までの月数を控除した月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率

② 統合保険年度の末月が被統合保険年度の末月より遅い場合の統合保険年度における保険料率

上記1の基本保険料率に、12月から統合保険年度の開始月から被統合保険年度の末月までの月数を控除した月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率

4 国カテゴリーは、次のとおりとする。

- (1) 被保険投資の相手方の存在する国の国カテゴリーとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、被保険投資の相手方の存在する国と、被保険投資の相手方が株式等の取得を行っている法人の所在する国（以下「再投資先国」という。）又は重要資産等若しくは事業拠点等の存在する国（以下「重要資産等所在国等」という。）が異なる場合であって、当該再投資先国又は重要資産

た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。

(4) (略)

(5) 株式約款第34条第2項の規程に基づく請求を行う場合であって統合先証券（海外投資保険運用規程（平成13年4月1日01-制度-00038）第20条第1項に規定するものをいう。）の保険年度の開始月と被統合証券（海外投資保険運用規程第20条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保険年度の開始月が異なるときの、被統合証券の保険金額に係る証券統合後の保険料率は、次のとおりとする。

① 証券統合を行う日（以下「統合日」という。）を含む証券統合後の保険年度（以下「統合保険年度」という。）の末月が被統合証券に係る統合日を含む統合前の保険年度（以下「被統合保険年度」という。）末月より早い場合の統合保険年度の翌保険年度における保険料率

上記1の基本保険料率に、12月から統合保険年度の翌保険年度の開始月から被統合保険年度の末月までの月数を控除した月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率

② 統合保険年度の末月が被統合保険年度の末月より遅い場合の統合保険年度における保険料率

上記1の基本保険料率に、12月から統合保険年度の開始月から被統合保険年度の末月までの月数を控除した月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率

3 国カテゴリーは、次のとおりとする。

- (1) 被保険投資の相手方の存在する国の国カテゴリーとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、被保険投資の相手方の存在する国と重要資産等の存在する国が異なるときには、これらのうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとする。

等所在国等に係るてん補事由による損失についててん補する場合は、これらのうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとする。

(3) 上記(1)、(2)にかかわらず、株式約款第2条第2項の特約を付した場合であって、被保険投資の相手方の存在する国と再投資先国が異なるときには、次のとおりとする。

① 再投資先国について当該特約の対象とならない部分であって、当該再投資先国に係るてん補事由による損失についててん補する場合は、被保険投資の相手方の存在する国と再投資先国のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとし、それ以外については被保険投資の相手方の存在する国の国カテゴリーとする。ただし、当該再投資先国と、当該被保険投資の相手方が株式等の取得を行っている法人に係る重

(3) 上記(1)、(2)にかかわらず、株式約款第2条第2項の特約を付した場合であって、被保険投資の相手方の存在する国と当該特約に係る被保険投資の相手方が株式等の取得を行っている法人の存在する国（以下「再投資先国」という。）が異なるときには、次のとおりとする。

① 再投資先国について当該特約内容をてん補しない部分にあつては被保険投資の相手方の存在する国の国カテゴリー。

要資産等所在国等が異なる場合は、これらのうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとする。

- ② 再投資先国について当該特約の対象となる部分にあっては、被保険投資の相手方の存在する国と再投資先国のうちいずれか保険料率の高い国(再投資先国が複数存在する場合には、被保険投資の存在する国と当該特約内容をてん補する再投資先国のうちそれぞれいずれか保険料率の高い国)の国カテゴリーとする。ただし、当該再投資先国と、当該被保険投資の相手方が株式等の取得を行っている法人に係る重要資産等所在国等が異なる場合は、これらのうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとする。

- ② 再投資先国について当該特約内容をてん補する部分にあっては、被保険投資の相手方の存在する国と再投資先国のうちいずれか保険料率の高い国(再投資先国が複数存在する場合には、被保険投資の存在する国と当該特約内容をてん補する再投資先国のうちそれぞれいずれか保険料率の高い国)の国カテゴリー

[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下[10]において「貸付金約款」という。）に係る保険料率又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下[10]において「保証約款」という。）に係る保険料率

1（1）（略）

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年3月22日07-制度-00012）に規定する資源エネルギー総合保険A特約（以下[10]において「A特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の係数a及びbは、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とする。ただし、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。

(3)～(7)（略）

[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下[10]において「貸付金約款」という。）に係る保険料率又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下[10]において「保証約款」という。）に係る保険料率

1（1）（略）

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年3月22日07-制度-00012）に規定する資源エネルギー総合保険A特約（以下[10]において「A特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の係数a及びbは、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とする。

(3)～(7)（略）

<p>2～4 (略)</p> <p>Ⅲ その他 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1. この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施するものとする。</u></p> <p><u>2. Ⅱ [9] は、平成 26 年 4 月 1 日以降に到来する保険年度及び増資に伴い平成 26 年 4 月 1 日以降に行われる保険金額の増額について、本改正後の別紙 5 を適用する。</u></p>	<p>2～4 (略)</p> <p>Ⅲ その他 (略)</p>	
---	---------------------------------	--

別表第 1

企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数 c (小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位までを有効とする。) は、次の 1 及び 2 に規定する係数を乗じて得た数値とする。

1 (略)

- (1) 企業総合保険特約書第 5 条第 2 号に規定する信用事由に係る保険金支払限度額（以下「支払限度額」という。）を開始日等において EM 格又は EF 格の者について設定する場合（貿易一般保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034）第 60 条第 2 項ただし書きに定める支払限度額の変更又は同条第 3 項に定める支払限度額の増額及び同条第 4 項に定める支払限度額の減額を含む）であって、設定する当該支払限度額が貿易一般保険運用規程第 59 条第 2 項に規定する暫定限度額に 2.0 を乗じて得た額を超える場合は、次の式に

別表第 1

企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数 c は、次の 1 及び 2 に規定する係数を乗じて得た数値とする。

1 (略)

- (1) 企業総合保険特約書第 5 条第 2 号に規定する信用事由に係る保険金支払限度額（以下「支払限度額」という。）を開始日等において EM 格又は EF 格の者について設定する場合（貿易一般保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034）第 60 条第 2 項ただし書きに定める支払限度額の変更又は同条第 3 項に定める支払限度額の増額及び同条第 4 項に定める支払限度額の減額を含む）であって、設定する当該支払限度額が貿易一般保険運用規程第 59 条第 2 項に規定する暫定限度額に 1.2 を乗じて得た額

より算定した係数とする。ただし、1.450（小数点以下第3位までを有効とする。）を上限とする。

$$(\text{支払限度額} \div \text{暫定限度額} - 1) \times 0.05 + 1$$

注：（ ）内の数値は、小数点以下第2位を切り上げ第1位までを有効とする。

- (2) 貿易一般保険運用規程第59条第4項1号又は第2号に該当する場合に支払限度額を設定するときには1.450。ただし、企業総合特約書第2条第1項の規定により、新たに登録される輸出契約等の相手方（企業総合特約書第2条第2項の規定により登録を削除して2年を経過していないものを除く。）を除く。

2 (略)

別表第2～4 (略)

を超える場合は、次の式により算定した係数とする。ただし、1.90を上限とする。

$$(\text{支払限度額} \div \text{暫定限度額} - 1) \times 0.1 + 1$$

注：（ ）内の数値は、小数点以下第2位を切り上げ第1位までを有効とする。

- (2) 貿易一般保険運用規程第59条第4項1号又は第2号に該当する場合に支払限度額を設定するときには1.90。ただし、企業総合特約書第2条第1項の規定により、新たに登録される輸出契約等の相手方（企業総合特約書第2条第2項の規定により登録を削除して2年を経過していないものを除く。）を除く。

2 (略)

別表第2～4 (略)

別表第5

海外投資保険

非常事由に係る基本保険料率（年率）は、次のとおりとする。

（保険金額当たりの基本保険料率）

てん補事由 タイプ	てん補 対象範囲	国カテゴリー							
		A	B	C	D	E	F	G	H
フルカバー型	非償還型	0.174%	0.217%	0.259%	0.301%	0.364%	0.421%	0.475%	0.617%
	混合型	0.202%	0.251%	0.288%	0.343%	0.412%	0.580%	0.659%	0.847%
	償還型	0.252%	0.294%	0.349%	0.420%	0.504%	0.580%	0.659%	0.848%
2事由 てん補型	非償還型	0.122%	0.152%	0.181%	0.211%	0.255%	0.295%	0.333%	0.432%
	混合型	0.141%	0.176%	0.202%	0.240%	0.288%	0.406%	0.461%	0.593%
	償還型	0.176%	0.206%	0.244%	0.294%	0.353%	0.406%	0.461%	0.594%
1事由 てん補型	非償還型	0.113%	0.141%	0.168%	0.196%	0.237%	0.274%	0.309%	0.401%
	混合型	0.131%	0.163%	0.187%	0.223%	0.268%	0.377%	0.428%	0.551%
	償還型	0.164%	0.191%	0.227%	0.273%	0.328%	0.377%	0.428%	0.551%

注1 フルカバー型とは、次に掲げるてん補事由に係る保険契約をいう。

- (1) 株式約款第2条第1項第1号から第5号までに掲げるてん補事由
- (2) 不動産約款第2条第1号から第4号までに掲げるてん補事由

注2 2事由てん補型とは、次に掲げるてん補事由に係る保険契約をいう。

- (1) 株式約款第2条第1項第1号から第4号までに掲げるてん補事由
- (2) 不動産約款第2条第1号から第3号までに掲げるてん補事由
- (3) 株式約款第2条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げるてん補事由
- (4) 不動産約款第2条第2号から第4号までに掲げるてん補事由
- (5) 株式約款第2条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げ

別表第5

海外投資保険

基本保険料率（年率）は、次のとおりとする。

（保険金額当たりの基本保険料率）

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
非償還型	0.174%	0.217%	0.259%	0.301%	0.364%	0.421%	0.475%	0.617%
混合型	0.202%	0.251%	0.288%	0.343%	0.412%	0.580%	0.659%	0.847%
償還型	0.252%	0.294%	0.349%	0.420%	0.504%	0.580%	0.659%	0.848%

るてん補事由

(6) 不動産約款第2条第1号及び第4号に掲げるてん補事由

注3 1事由てん補型とは、次に掲げるてん補事由に係る保険契約をいう。

(1) 株式約款第2条第1項第5号に掲げるてん補事由

(2) 不動産約款第2条第4号に掲げるてん補事由

(3) 株式約款第2条第1項第1号及び第4号に掲げるてん補事由

(4) 不動産約款第2条第1号に掲げるてん補事由

(5) 株式約款第2条第1項第2号及び第3号に掲げるてん補事由

(6) 不動産約款第2条第2号及び第3号に掲げるてん補事由

注4 非償還型とは、株式約款のうち元本のみを対象とする保険契約又は不動産約款による保険契約をいう。

注5 混合型とは、株式約款のうち元本及び配当金を対象とする保険契約をいう。

注6 償還型とは、株式約款のうち配当金のみを対象とする保険契約をいう。

<削除>

注1 非償還型とは、株式約款のうち元本のみを対象とする保険契約又は不動産約款による保険契約をいう。

注2 混合型とは、株式約款のうち元本及び配当金等を対象とする保険契約をいう。

注3 償還型とは、株式約款のうち配当金等のみを対象とする保険契約をいう。

別表第5の2

海外投資保険

基本保険料率（年率）は、次のとおりとする。

(保険金額当たりの基本保険料率)

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
送金リスク 不てん補型	0.125%	0.155%	0.185%	0.215%	0.260%	0.301%	0.340%	0.441%

別表第6

次の(1)に記載する特約書で対象となる外貨については次の(2)のとおりとする。

(1) 対象となる特約書
(略)

(2) 外貨建対応方式の対象となる外貨

国・地域名	名称	文字コード
アメリカ合衆国	ドル	USD
英国	ポンド	GBP
カナダ	ドル	CAD
オーストラリア	ドル	AUD
中華人民共和国	人民元	CNY
ニュージーランド	ドル	NZD
香港	ドル	HKD
シンガポール	ドル	SGD
インド	ルピー	INR
インドネシア	ルピア	IDR
マレーシア	リングgit	MYR
フィリピン	ペソ	PHP
大韓民国	ウォン	KRW
台湾	新台幣ドル	TWD
タイ	バーツ	THB
ベトナム	ドン	VND
ロシア	ルーブル	RUB
バーレーン	ディナール	BHD
ブラジル	レアル	BRL

別表第6

次の(1)に記載する特約書で対象となる外貨については次の(2)のとおりとする。

(1) 対象となる特約書
(略)

(2) 外貨建対応方式の対象となる外貨

国・地域名	名称	文字コード
アメリカ合衆国	ドル	USD
英国	ポンド	GBP
カナダ	ドル	CAD
オーストラリア	ドル	AUD
中華人民共和国	人民元	CNY
ニュージーランド	ドル	NZD
香港	ドル	HKD
シンガポール	ドル	SGD
インド	ルピー	INR
インドネシア	ルピア	IDR
マレーシア	リングgit	MYR
フィリピン	ペソ	PHP
大韓民国	ウォン	KRW
台湾	新台幣ドル	TWD
タイ	バーツ	THB
ベトナム	ドン	VND
ロシア	ルーブル	RUB
バーレーン	ディナール	BHD
ブラジル	レアル	BRL

貿易保険の保険料率等に関する規程・新旧対照表

<u>南アフリカ</u>	<u>ランド</u>	<u>ZAR</u>		ユーロ	EUR	
	ユーロ	EUR				